

盛岡市住宅用太陽光発電システム等設置費補助事業完了報告書類等確認書

完了報告書類提出期限：令和8年3月31日（火）必着

1 書類の内容について（その1）

下記の事項で確認欄にチェックが入った方は、書類提出前に必ず環境企画課あてお問合せください。

確認事項	確認欄
補助金交付申請者(完了報告者)と電力受給契約者が異なっている。	☐
システム等設置費用に係る領収書のあて名が連名である。	☐

2 書類の内容について（その2）

下記の事項を満たしていることを確認し、確認欄にチェックを入れてください。

確認事項	確認欄
補助事業完了報告書(様式第13号)と申請書(様式第1号)は、どちらも自署されている。または、同じ印で押印されている。	☐
申請から完了報告までの間に、システム等設置工事の内容変更(モジュール等設置機器の変更、設置費用の増額・減額等)はない。 ※既に変更の承認を受けている場合を除く。	☐
■新築住宅または建売住宅にシステムを設置した場合■	
システム等設置住宅の住所への住民登録が済んでおり、補助事業完了報告書(様式第13号)及び事業計画(実績)書(様式第2号)に記載されている住所もシステム等設置住宅の住所と同一である。	☐

3 完了報告書類について

下記の書類が全て揃っていることを確認し、確認欄にチェックを入れてください。

必要書類	確認欄
盛岡市住宅用太陽光発電システム等設置費補助事業完了報告書(様式第13号) ※申請書(様式第1号)を自署した場合は自署する。または、申請書(様式第1号)に押印したものと同じ印を押す。	☐
事業計画(実績)書(様式第2号)	☐
領収書などの、システム等の設置費用を支払ったことが確認できる書類の写し ※補助対象となるシステムの領収書等。システムの設置費用と金額が一致しない場合は、但し書きとして「太陽光発電システム等設置費 ○〇円を含む」等の記載をし、補助対象となる太陽光発電システム等の設置費用が支払われたことが分かるようにすること。	☐
電力受給契約確認書の写しなどの確認書類 ※太陽光発電による余剰電力が電力会社に受給されていることを確認できるもの。原則として電力会社から送付される電力受給契約確認書とする。 ※「逆変換装置(インバーター)」欄が空欄の場合は、「逆変換(インバーター)内訳書」も併せて添付すること。	☐
太陽電池モジュールの最大出力の値を証する書面の写し 下記①、②のいずれか1つを提出すること。 ① 出力対比表の写し ② 太陽電池モジュールの製造番号台紙(設置したモジュールの外装箱に添付されたバーコードシールが設置枚数分貼り付けられたもの)の写し	☐
システム等設置後のカラー写真 下記の全ての写真を提出すること。 ① システム設置後の住宅全体の写真(※足場やシート等により住宅の全体が確認できない写真は不可とする。) ② 太陽光モジュールの設置枚数が分かる写真(※写真で設置枚数が容易に確認できない場合は、モジュールの配置図を併せて添付すること。) ③ パワーコンディショナー本体の写真 ④ パワーコンディショナーの型式等が記載された本体貼付シール部分の写真	☐
■HEMSを設置した場合■	
HEMSの機器保証書の写し ※保証書に記載されている型式名が、事業計画(実績)書記載の型式名と異なる場合は、その理由を余白に記入すること。 (例:「事業計画(実績)書に記載されている型式名はHEMS本体のものであるが、保証書に記載されている型式名はパッケージのものである。」)	☐
HEMS設置後のカラー写真 下記の全ての写真を提出すること。 ① HEMS本体の写真 ② HEMSが使用され、住宅内の電力の使用状況等が表示されている画面の写真 ③ HEMSが使用され、太陽光発電システムの稼働状況が表示されている画面の写真	☐
■新築住宅または建売住宅にシステム等を設置した場合■	
住宅の所有者を確認できる書類 下記①、②のうちいずれか1つを提出すること。 ① 不動産登記事項証明書(登記簿謄本)の写し(※オンラインで取得したもので可) ② 登記識別情報通知の写し	☐